

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (中丹西保健所、中丹東保健所)	663
○在宅福祉事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (高齢者支援課)	664
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	666
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ()	667
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	668
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 ()	669

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (地域福祉推進課)	669
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止 ()	〃
○農用地利用配分計画の認可 (経営支援・担い手育成課)	〃
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の同意の認定 (水産事務所)	670
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃
○道路の供用開始 ()	671
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	〃

公 告

○一般競争入札の実施 (府営水道事務所)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	674
○京都府労働委員会委員の候補者の推薦 (人材確保・労働政策課)	676
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	678

選挙管理委員会

○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正	679
---	-----

告 示

京都府告示第510号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
福知山市長田野町一丁目37の1の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹西保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第511号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
舞鶴市字白屋小字白屋前300の一部、314の1の一部、314の2の一部及び315の2の一部並びに小字山王前320の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹東保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第512号

在宅福祉事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

在宅福祉事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

在宅福祉事業費補助金交付要綱（平成2年京都府告示第199号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生きがい」を「生きがいづくり」に、「要綱」を「告示」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 特別事業（次に掲げる事業をいう。）

ア 被災高齢者等把握事業（被災高齢者等把握事業の実施について（令和2年4月30日付け障発0430第4号、老発0430第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長通知）に基づき市町村及び民間団体が行う事業をいう。）

イ 老人福祉の適正な運営に必要な事業（老人福祉の適正な運営に必要な事業で、市町村が行うものをいう。）

第6条及び第7条中「要綱」を「告示」に改める。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

区分	基準額	対象経費	補助率	交付額の算定方法
1 高齢者地域福祉推進事業	(1) 老人クラブ事業費 1箇所当たり 知事が必要と認められた額	老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3分の2以内	基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額を控除した補助率を乗じて得た額とする。ただし、知事が必要と認められた場合は、別に定める額とする。
	(2) 市町村老人クラブ連合会事業費 1箇所当たり 知事が必要と認められた額	市町村老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
	(3) 一般財団法人京都府老人クラブ連合会事業費 次に掲げる事業に要する費用の合算額の範囲内で知事が必要と認められた額 ア 老人クラブ等活動推進事業 イ 健康づくり・介護予防支援事業 ウ 地域支え合い事業 エ 若手高齢者組織化・活動支援事業	一般財団法人京都府老人クラブ連合会事業の実施に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10分の10	
2 特別事業	(1) 被災高齢者等把握事業費 1箇所当たり 知事が必要と認められた額	被災高齢者等把握事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金並びに補助金及び交付金	市町村が行う事業にあっては4分の3以内 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害に係る事業である場合にあっては、10分の10)、民間団体が行う事業にあっては10分の10	基準額の欄に定める基準額、対象経費の欄に定める対象経費の実支出額及び総事業費から寄附金その他の収入額(間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合にあっては寄附金収入額を除く。)を控除した額のうち最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、知事が必要と認められた場合は、別に定める額とする。
	(2) 老人福祉の適正な運営に必要な事業費 市町村が知事の承認を受けて実施する事業に要する費用の実支出額	老人福祉の適正な運営に必要な事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費、使用料及び賃借料	4分の3以内	

附 則

この告示は、令和2年9月25日から施行し、この告示による改正後の在宅福祉事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

京都府告示第513号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
医療法人希緑会ぬくい皮膚科クリニック	長岡京市神足3丁目105の2	医療法人希緑会	令 2. 8. 1
いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京	粟生川久保6	株式会社いずみサービス	〃

京都府告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
フラワー薬局宇治店	宇治市南陵町1丁目1の371	株式会社メデイカルー光	令 2. 7. 31
ぬくい皮膚科クリニック	長岡京市神足3丁目4の4	温井 緑	〃

京都府告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	変 更 年月日
アサヒサンクリーン株式会社	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター 福知山	新 福知山市駅南町3丁目101 アルファアーユービル1F A号	令 2. 8. 1
			旧 〃 〃 〃 〃 2 F C号	
株式会社みどり	訪問介護	訪問介護やまゆり	新 向日市物集女町北ノ口65の9	元. 7. 12
			旧 〃 〃 中海道93	
社会福祉法人芳梅会	通所介護・通所型サービス（独自）	新 木津芳梅園デイサービス	木津川市鹿背山東大池4の1	平 30. 4. 1
		旧 社会福祉法人芳梅会指定通所介護事業所		
〃	訪問介護・訪問型サービス（独自） ・訪問型サービス（独自/定率）	社会福祉法人芳梅会指定訪問介護事業所	新 木津川市木津南垣外40の8	28. 7. 1
			旧 〃 鹿背山東大池4の1	
〃	〃	新 あすてる訪問介護ステーション	木津川市木津南垣外40の8	30. 4. 1
		旧 社会福祉法人芳梅会指定訪問介護事業所		

京都府告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社M. Y. Y	訪問看護・介護予防訪問看護	MY Y 京都訪問看護ステーション	長岡京市長岡1丁目7の5 エクセレント西山302号	令 2. 8. 1

京都府告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
有本 貴裕	空水治療院	京都市北区大宮南田尻町58 第2池田ビル1F	令 2. 7. 28
三木 省三	在宅訪問マッサージあいのて京都店	// 西京区上桂前川町160	2. 8. 1
立入 郁弥	立入 郁弥	向日市寺戸町西田中瀬2の2 ステーションフロント東向日2F3	2. 8. 7

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中岡 志津栄	ふくろう鍼灸院	京田辺市三山木見尊田6の1 アメニティコート101	令 2. 7. 31
野田 美徳	ふくろう整骨院	//	//

京都府告示第519号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第518号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人希緑会ぬくい皮膚科クリニック	長岡京市神足3丁目105の2	医療法人希緑会	令 2. 8. 1
いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京	// 粟生川久保6	株式会社いずみサービス	//

京都府告示第520号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関

から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
フラワー薬局宇治店	宇治市南陵町1丁目1の371	株式会社メデイカルー光	令 2. 7. 31
ぬくい皮フ科クリニック	長岡京市神足3丁目4の4	温井 緑	〃

京都府告示第521号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
アサヒサンクリーン株式会社	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター 福知山	新 福知山市駅南町3丁目101 アルファーユービル1FA号	令 2. 8. 1
			旧 〃 〃 〃 〃 2FC号	
株式会社みどり	訪問介護	訪問介護やまゆり	新 向日市物集女町北ノ口65の9	元. 7. 12
			旧 〃 〃 中海道93	
社会福祉法人芳梅会	通所介護・通所型サービス（独自）	新 木津芳梅園デイサービス	木津川市鹿背山東大池4の1	平 30. 4. 1
		旧 社会福祉法人芳梅会指定通所介護事業所		
〃	訪問介護・訪問型サービス（独自） ・訪問型サービス（独自/定率）	社会福祉法人芳梅会指定訪問介護事業所	新 木津川市木津南垣外40の8	28. 7. 1
			旧 〃 鹿背山東大池4の1	
〃	〃	新 あすてる訪問介護ステーション	木津川市木津南垣外40の8	30. 4. 1
		旧 社会福祉法人芳梅会指定訪問介護事業所		

京都府告示第522号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社M. Y. Y	訪問看護・介護予防訪問看護	MYY京都訪問看護ステーション	長岡京市長岡1丁目7の5 エクセレント西山302号	令 2. 8. 1



京都府告示第523号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
有本 貴裕	空水治療院	京都市北区大宮南田尻町58 第2池田ビル1F	令 2. 7. 28
三木 省三	在宅訪問マッサージあいのて京都店	// 西京区上桂前川町160	2. 8. 1
立入 郁弥	立入 郁弥	向日市寺戸町西田中瀬2の2 ステーションフロント東向日2F3	2. 8. 7

京都府告示第524号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中岡 志津栄	ふくろう鍼灸院	京田辺市三山木見尊田6の1 アメニティコート101	令 2. 7. 31
野田 美穂	ふくろう整骨院	//	//



京都府告示第525号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和2年度	第44号	金谷農家組合	京丹後市	京丹後市久美浜町金谷今ゴ田702ほか165筆
	第45号	池邊 恒雄	〃	〃 弥栄町木橋鴨谷2257ほか4筆

2 認可した日

令和2年9月14日



京都府告示第526号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
舞 鶴 区 域	小型合併漁業



京都府告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である奈良県奈良土木事務所長から通知があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
相楽郡南山城村
- 2 測量の期間
令和2年9月7日から令和3年1月29日まで
- 3 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）



京都府告示第528号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から通知があった。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、長岡京市、南丹市及び船井郡京丹波町
- 2 測量の期間
令和2年9月8日から令和3年1月29日まで
- 3 測量の種類
公共測量（航空レーザ測量）



京都府告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和2年9月25日から令和2年10月9日まで縦覧に供する。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 173号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市三和町台頭小字中ノ谷189の3（右）から	前	最小 21.0 ^m	64.1 ^m
		最大 24.1	
福知山市三和町台頭小字中ノ谷190の3（右）まで	後	最小 23.6	
		最大 56.6	

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 綾部大江宮津線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市大江町佛性寺小字ミタラン8126の2から	前	最小 6.4 ^m	22.6 ^m
		最大 13.1	
福知山市大江町佛性寺小字ミタラン8126の2まで	後	最小 6.4	
		最大 28.7	

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和2年9月25日から令和2年10月9日まで縦覧に供する。

令和2年9月25日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 綾部大江宮津線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市大江町佛性寺小字ミタラン8126の2から	令和2年9月25日
福知山市大江町佛性寺小字ミタラン8126の2まで	

4 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第531号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和2年9月25日
京都府知事 西脇 隆俊

道路の種類	路線名	区 間
府 道	西京高槻線	長岡京市神足3丁目220の1から長岡京市神足3丁目516の7まで 上り線
		長岡京市神足2丁目581の10から長岡京市神足2丁目220の1まで 下り線

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和2年9月25日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析計 2台
 - (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 納入期間
契約締結日から令和3年3月24日まで
 - (4) 納入場所
京都府営水道事務所水質管理センター（木津川市吐師匠王寺）
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5428

- ファクシミリ番号 (075) 414-5450
 (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64
 京都府営水道事務所総務企画課
 電話番号 (0774) 24-1522

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和2年9月25日(金)から令和2年10月21日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和2年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和2年京都府告示第14号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「計測・理化学機器」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間

2の(3)のイと同じ。

- (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電

子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものととする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

- (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

- (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)と同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和2年10月7日(水)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和2年11月11日(水)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和2年11月12日(木)午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和2年11月11日(水)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和2年11月12日(木)午後3時15分

- (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提

出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「ガスクロマトグラフ質量分析計 2台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格の確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例による

こととされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased

Gas Chromatography Mass Spectrometer: 2 sets

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, September 25, 2020 to

5:15 PM on Wednesday, October 21, 2020

- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, November 11, 2020 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Thursday, November 12, 2020

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail

5:00 PM on Wednesday, November 11, 2020

- (6) The time, date and place for the opening of tender
3:15 PM on Thursday, November 12, 2020

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

- (8) Contact point for the contract

General Affairs Division, Kyoto Prefectural Waterworks
Administration Office

64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan

TEL: (0774) 24-1522



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条
第1項の規定により宇治市から聴取した意見の概要は、
次のとおりである。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ宇治東
宇治市菟道平町28番地の1
- (2) 届出者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- (6) 縦覧期間
令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで

- 2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレンドマート宇治菟道店
宇治市菟道大垣内41番地の17
- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。

- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- (6) 縦覧期間
令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで

- 3 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ100B A N
宇治市広野町西裏100番地1
- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。

- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- (6) 縦覧期間
令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで

- 4 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレンドマート・G宇治市役所前店
宇治市宇治下居46番地の1
- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による
変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。

- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推
進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(6) 縦覧期間

令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により城陽市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ城陽
城陽市富野荒見田112番地
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により京田辺市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ京田辺
京田辺市田辺中央 5 丁目 2 番地 1
- 2 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日

4 意見の概要

特に意見を有しない。

5 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

6 縦覧期間

令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により木津川市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 9 月 25 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アル・プラザ木津
木津川市相楽城西15番地
- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社平和堂
彦根市西今町 1 番地
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
令和 2 年 4 月 9 日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで
- 2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガーデンモール木津川
木津川市州見台 1 丁目 1 番ほか
- (2) 届出者の名称及び住所
株式会社カインズ
本庄市早稲田の杜 1 丁目 2 番 1 号
- (3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
令和 2 年 4 月 15 日
- (4) 意見の概要
特に意見を有しない。
- (5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (6) 縦覧期間
令和 2 年 9 月 25 日から令和 2 年 10 月 26 日まで



京都府労働委員会の次期委員の任命に当たり、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和2年9月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 推薦資格を有する者

委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体又は労働組合（労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するもの）は、京都府の区域内のみに組織を有するものであること。

2 委員候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

3 推薦期間

令和2年9月25日（金）から令和2年10月23日（金）まで

4 推薦書の様式

別記様式のとおり

5 推薦書の提出先

京都府商工労働観光部人材確保・労働政策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話（075）414-5082

別記様式（使用者団体）

年 月 日

京都府知事 様

所 在 地

使 用 者 団 体 名

代 表 者 氏 名

㊦

京都府労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、京都府労働委員会の使用者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所属会社、事務所名及び地位	略 歴	備 考

- 備考 1 略歴は、別紙とし、履歴書様式で記載してください。
 2 連絡先の電話番号を「備考」欄に必ず記載してください。

別記様式（労働組合）

年 月 日

京都府知事 様

所 在 地

労 働 組 合 名

代 表 者 氏 名 ㊦

京都府労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、京都府労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	所属労働組合法名及び地位	略 歴	備 考

- 備考 1 略歴は、別紙とし、履歴書様式で記載してください。
 2 連絡先の電話番号を「備考」欄に必ず記載してください。
 3 委員候補者を推薦しようとする労働組合は、京都府労働委員会の組合資格に関する審査を必ず受け、推薦書に当該資格審査証明書の写しを添付してください。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年9月25日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 八幡市橋本東浄土ヶ原1の3、4の1、4の3の一部、5の1の一部、5の3、5の5、6の1、14の8、

- 14の乙、66の3、86の一部、87、興正11の一部、12の1の一部、市有地
 （関連区域）
 八幡市橋本東浄土ヶ原3の1の一部、66の1の一部、86の一部、興正11の一部、12の1の一部、市有地
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 八幡市西山足立19の1
 谷口 義夫

選挙管理委員会

京都府選挙管理委員会告示第58号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月25日

京都府選挙管理委員会
委員長 伝 宝 和 平

表福知山市の項中

上夜久野公民館 (旧構造改善会館)	同 夜久野町直見34番地	ノ 4. 5. 13
----------------------	-----------------	------------

を削る。